

# 【参考資料】

# 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

成立日 平成24年9月7日 施行日 平成25年3月1日

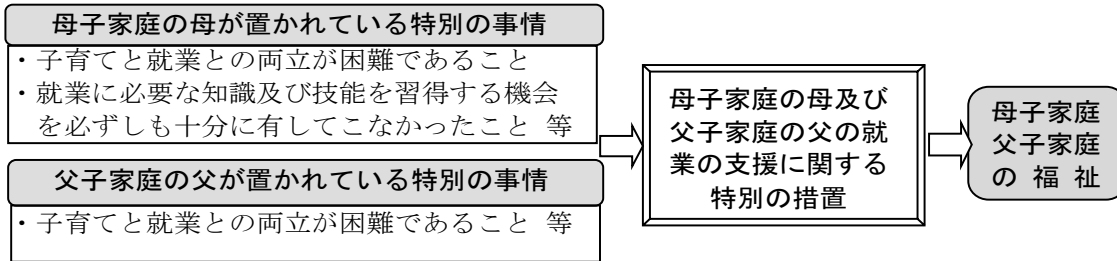
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実(第2条・第3条関係)	○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日(平成25年3月1日)に改正・適用すること。	○ 都道府県等で策定している母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表(第4条関係)	○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度こども家庭庁ホームページにおいて公表すること。	○ 施策の実施状況に関するフォローアップのために必要な実績の把握等に協力すること。
民間事業者に対する協力の要請(第5条関係)	○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。 ○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係)
母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力(第6条関係)	○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めなければならない。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係) ※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。(第7条第2項)
財政上の措置(第8条関係)	○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。	—

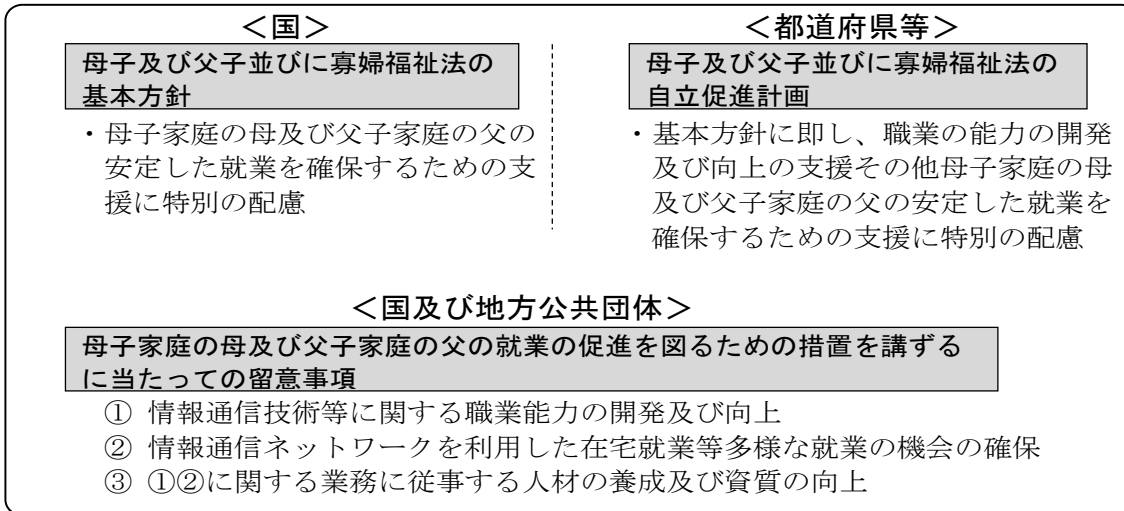
# 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日  
 公布日 平成24年9月14日  
 施行日 平成25年3月1日

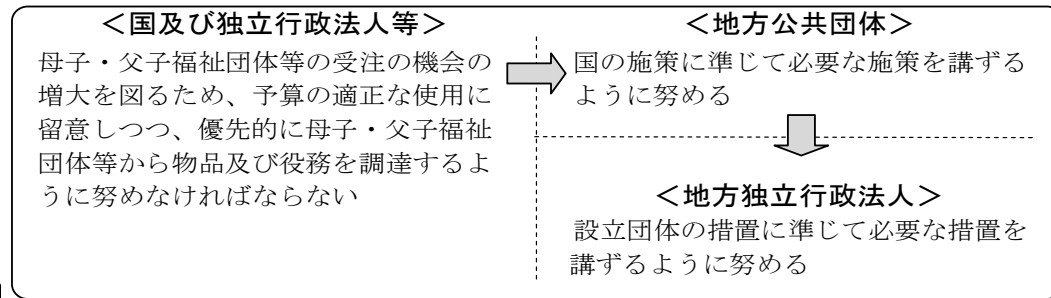
## 1. 目的



## 2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



## 4. 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力



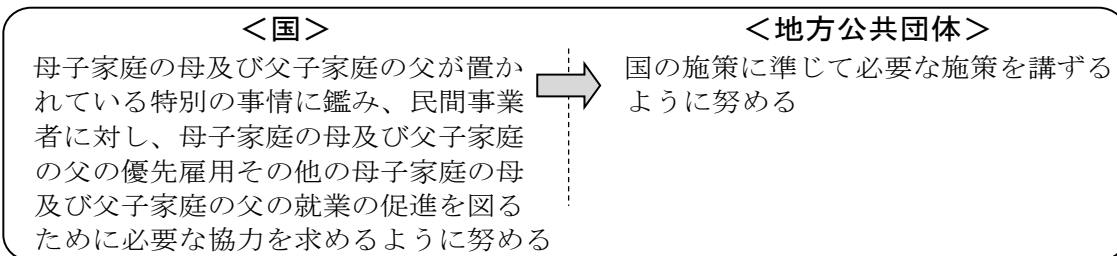
## 5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

## 6. その他

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- その他所要の規定の整備を行う

## 3. 民間事業者に対する協力の要請



# 平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて

## 「中間まとめ※」で指摘された現状と課題

## 具体的な対応

### 支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

### 個別の支援分野の現状と課題

#### ① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。  
他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

#### ② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。

#### ③ 養育費確保、④経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

## I. 相談支援体制の構築

### 《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

## II. 支援メニューの充実

### 《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

### 《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

### 《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、親子交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

※1 社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 中間まとめ(平成25年8月)

※2 【 】内の「予」は平成26年度予算で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

# 平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

## 母子及び寡婦福祉法の改正

### 1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員（\*3(2)参照）等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

### 2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化  
高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。
- (2) 子育て・生活支援の強化  
保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。  
子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- (3) 施策の周知の強化  
就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

### 3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

## 児童扶養手当法の改正

### 4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

### 施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行（平成27年4月から支払い）。

# 母子及び父子並びに寡婦福祉法の見直しについて

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正

### 1. 母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除（平成29年4月1日施行）

- 都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除する（母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第3項）。

### 2. 母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加（公布日（平成28年6月3日）施行）

- 婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携について一層の強化を図るため、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する（母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の2第1項）。

## 第2 こども施策に関する基本的な方針

### （4）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながる。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となる。

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。（以下 略）

## 第3 こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通じた重要事項

#### （4）こどもの貧困対策

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につながる体制を強化する。また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。さらに、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につながるための取組を支援する。

(以下 略)

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

#### (4) ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

# こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)  
(令和6年6月26日改正(令和6年法律第68号))

※この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこども（心身の発達の過程にある者）をいう。（注）赤字は令和6年改正による主な変更部分

## 目的

- ・貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする。
- ・日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ② 貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進すること
- ③ 貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ④ 貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われること
- ⑤ 背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進すること
- ⑥ 国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

## こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する枠組み

国	・「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※こども大綱のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項を「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」とみなす。 ・毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出し、公表する。 ※こども白書として国会に報告、公表
都道府県	・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案

《民間の団体の活動の支援》

国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

《附則》

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 大綱に定める事項

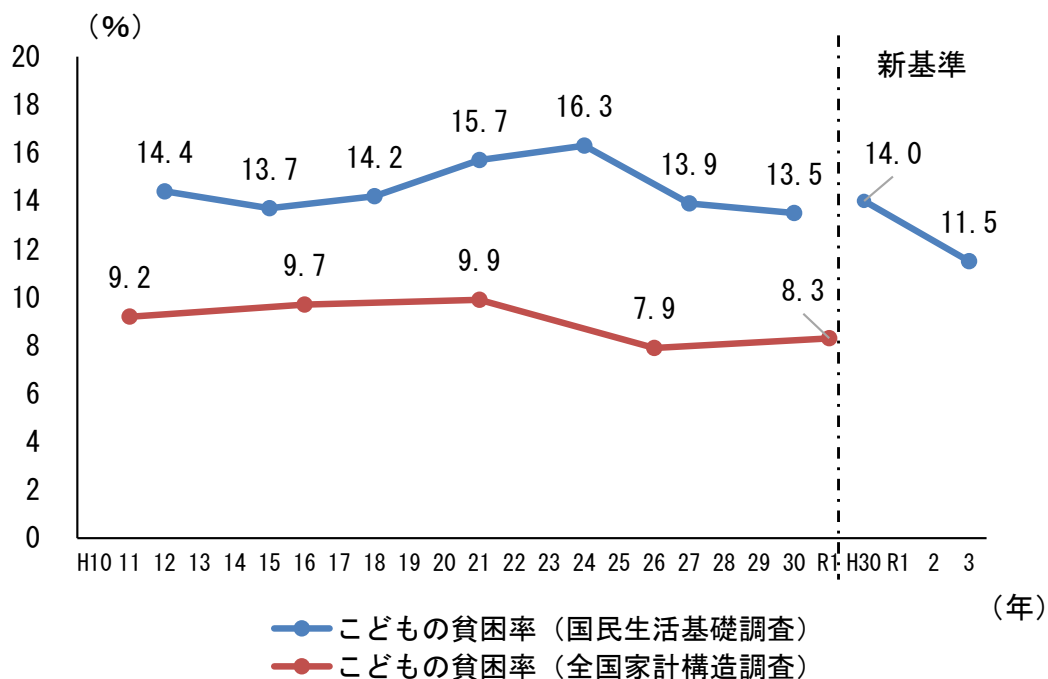
基本的な方針	
こどもの貧困に関する指標 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率・大学等進学率 等	
教育の支援	生活の安定に資するための支援
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就業の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の施策の推進体制

※大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、民間の団体など関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

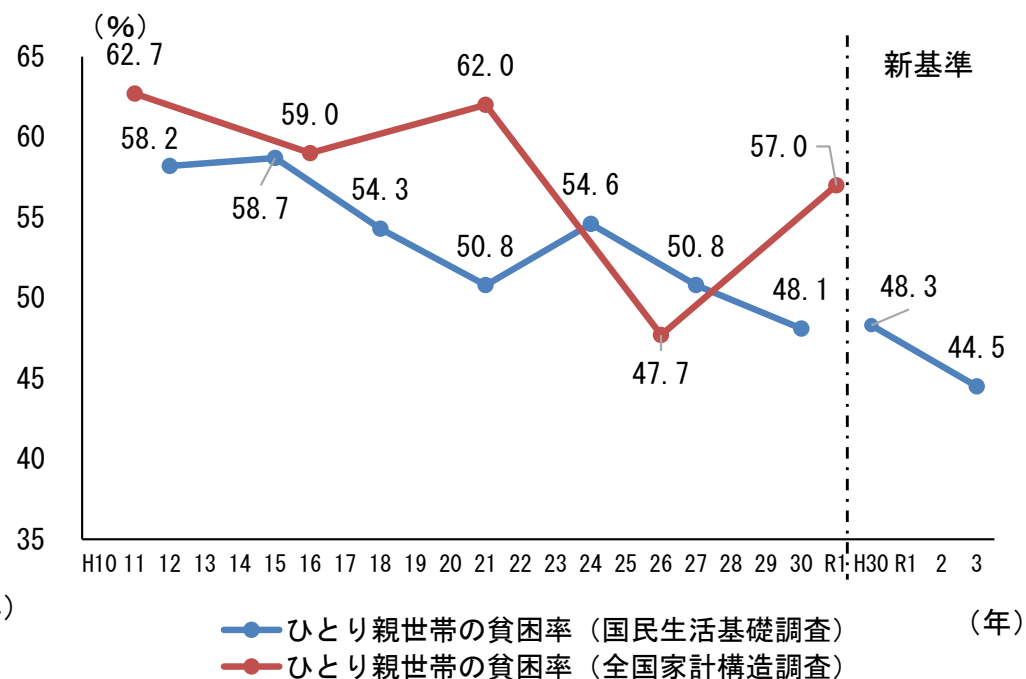
# こどもの貧困率

- ◆ 国民生活基礎調査に基づくこどもの貧困率は、直近値では、2.5%ポイント低下している。
- ◆ 全国家計構造調査に基づくこどもの貧困率は、直近値では、0.4%ポイント上昇している。
- ◆ 国民生活基礎調査に基づくひとり親世帯の貧困率は、直近値では、3.8%ポイント低下している。
- ◆ 全国家計構造調査に基づくひとり親世帯の貧困率は、直近値では、9.3%ポイント上昇している。

こどもの貧困率



ひとり親世帯の貧困率

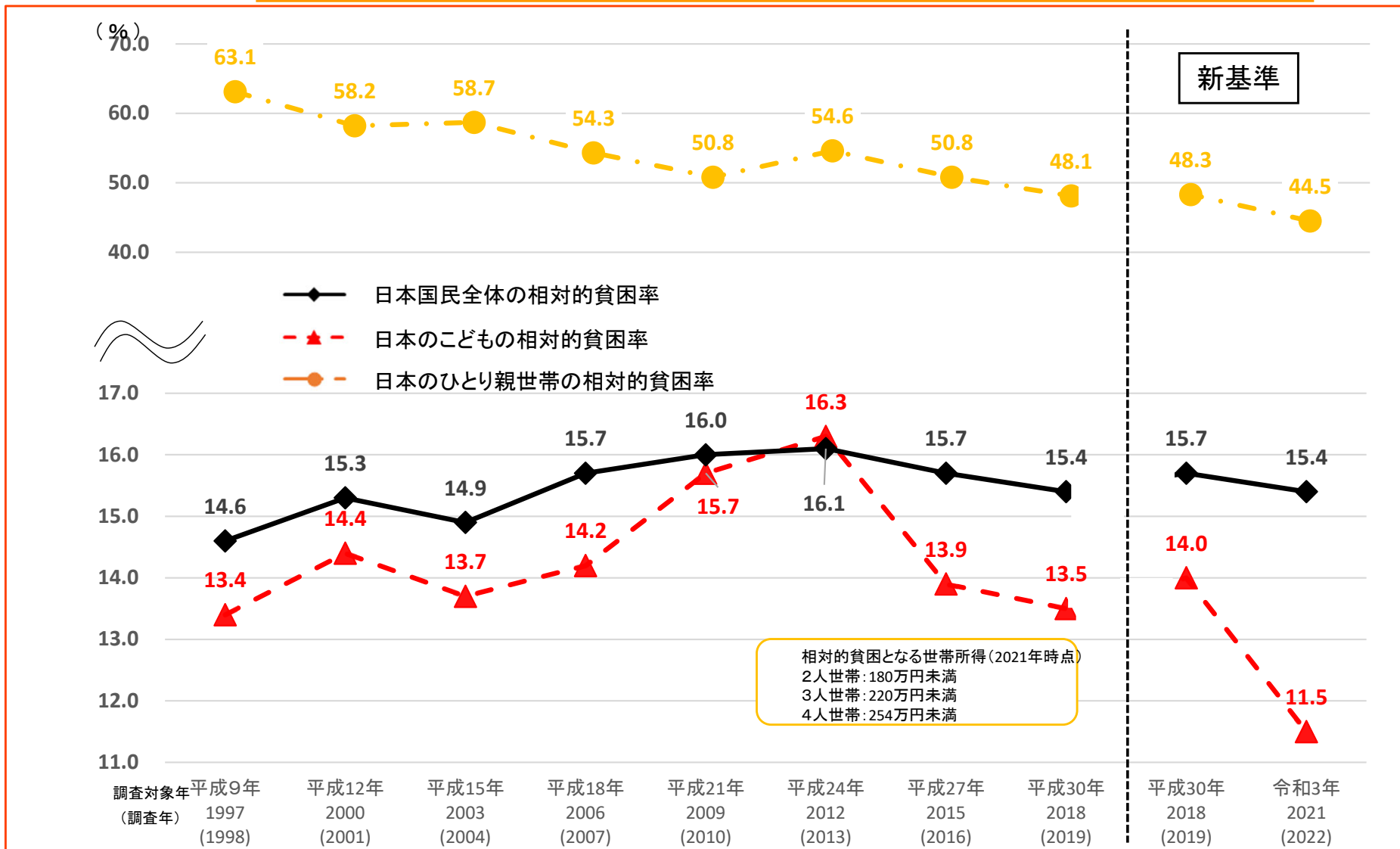


※厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」をもとに作成。  
 ※「国民生活基礎調査」における「新基準」のH30年及びR3の数值は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で算定した数值。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数值。

【参考:全体】

相対的貧困率 (厚生労働省「国民生活基礎調査」)	15.4% (令和3年)
相対的貧困率 (総務省「全国家計構造調査」)	9.5% (令和元年)

# こどもの貧困率の推移



※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※相対的貧困率とは、等価可処分所得(※1)の貧困線(※2)に満たない人の割合をいう。

→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。

(※1)世帯の可処分所得(収入から直接税・社会保険料を除いたもの)を世帯人員の平方根で割った金額。

(※2)等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位(中央値)の金額の半分の金額。2021年調査時点で127万円。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。  
 (出所) 国民生活基礎調査(厚生労働省)

# 貧困率の国際比較

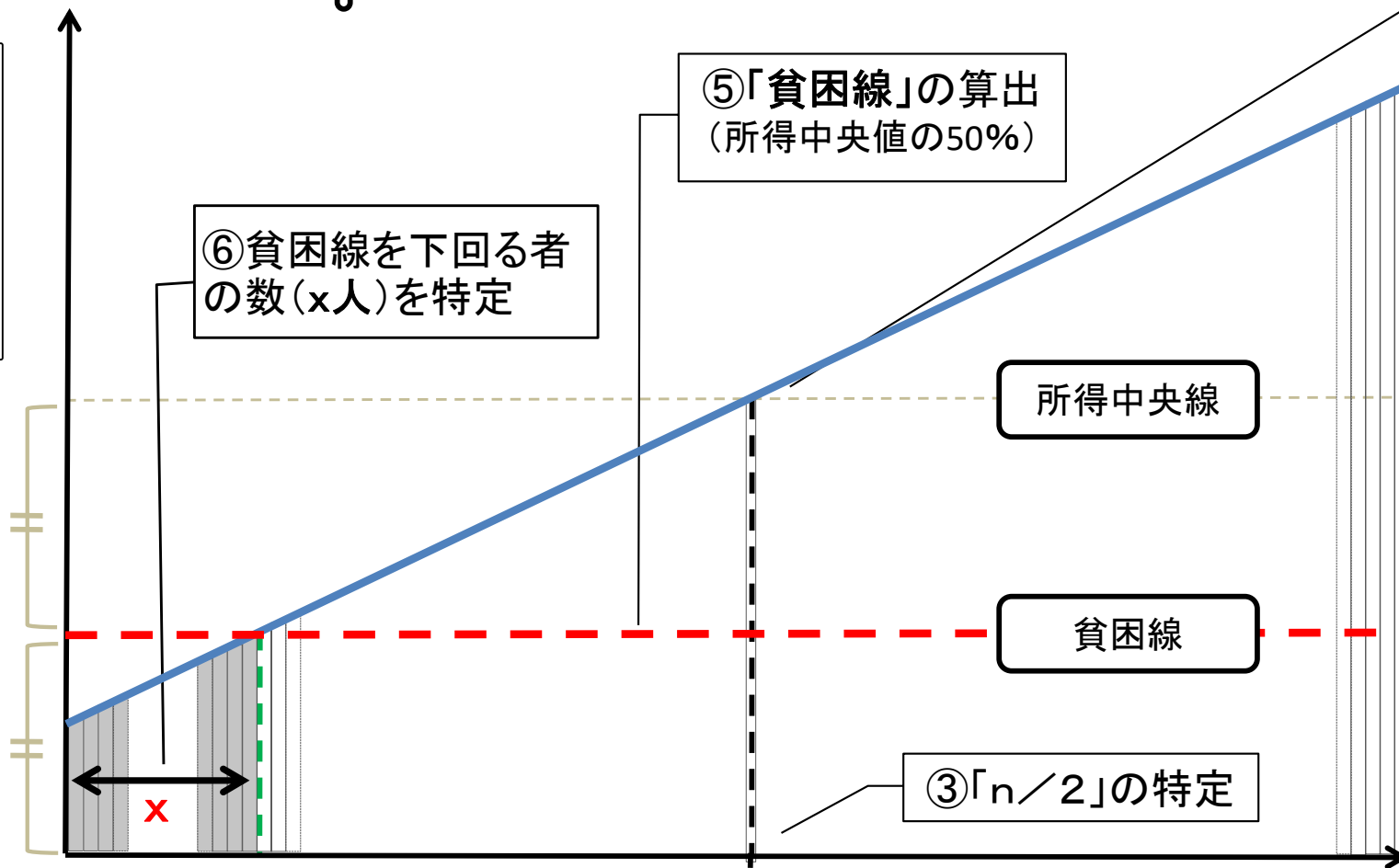
相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率								
順位	国名	割合	順位	国名	割合	計			大人が一人			大人が二人以上		
						順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	3.8	1	フィンランド	3.2	1	フィンランド	10.2	1	フィンランド	2.1
2	チェコ	6.4	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	デンマーク	11.9	2	アイスランド	2.8
3	デンマーク	6.5	3	スロベニア	5.2	3	アイスランド	4.5	3	スロベニア	16.3	3	デンマーク	3.4
4	ハンガリー	6.7	4	ハンガリー	5.2	4	スロベニア	4.6	4	リトアニア	18.4	4	ノルウェー	3.6
5	フィンランド	6.7	5	アイスランド	5.4	5	ハンガリー	4.7	5	アイスランド	18.9	5	ハンガリー	3.7
6	オランダ	7.4	6	ノルウェー	7.0	6	ノルウェー	5.8	6	ハンガリー	19.2	6	スロベニア	4.1
7	スロベニア	7.7	7	ベルギー	7.9	7	ベルギー	6.6	7	アイルランド	21.3	7	スウェーデン	4.5
8	ベルギー	7.8	8	エストニア	8.0	8	ポーランド	6.8	8	ノルウェー	22.2	8	ベルギー	4.7
9	スロバキア	7.9	9	ポーランド	8.3	9	スウェーデン	6.9	9	ポーランド	22.4	9	チェコ	5.4
10	ノルウェー	8.0	10	チェコ	8.4	10	チェコ	7.1	10	スウェーデン	23.8	10	オランダ	5.4
11	スウェーデン	8.4	11	スウェーデン	8.5	11	エストニア	7.3	11	ラトビア	24.5	11	エストニア	5.5
12	フランス	8.5	12	アイルランド	9.5	12	オランダ	7.6	12	オランダ	25.2	12	ラトビア	5.9
13	ポーランド	8.8	13	韓国	9.5	13	アイルランド	7.8	13	ポルトガル	26.0	13	アイルランド	6.3
14	ルクセンブルク	9.6	14	カナダ	9.5	14	ラトビア	7.9	14	イギリス	26.7	14	ポーランド	6.6
15	アイルランド	9.7	15	オランダ	9.6	15	カナダ	8.2	15	ベルギー	27.1	15	カナダ	6.6
16	オーストリア	9.8	16	ラトビア	9.6	16	韓国	8.6	16	エストニア	27.4	16	ドイツ	6.8
17	スイス	9.9	17	リトアニア	9.9	17	リトアニア	9.0	17	オーストリア	28.4	17	フランス	7.1
18	ポルトガル	9.9	18	ドイツ	10.6	18	ドイツ	9.1	18	ルクセンブルク	29.0	18	リトアニア	7.6
19	カナダ	10.5	19	スイス	10.8	19	ポルトガル	9.9	19	チェコ	29.0	19	韓国	8.0
20	ドイツ	11.6	20	日本	11.5	20	フランス	10.1	20	ドイツ	29.1	20	イギリス	8.3
21	ギリシャ	11.7	21	オーストリア	11.9	21	日本	10.5	21	トルコ	29.4	21	日本	8.6
22	イギリス	11.7	22	フランス	11.9	22	オーストリア	10.6	22	韓国	29.6	22	ポルトガル	8.7
23	ニュージーランド	12.4	23	ポルトガル	12.0	23	イギリス	10.7	23	フランス	31.2	23	オーストラリア	9.3
24	オーストラリア	12.6	24	イギリス	12.7	24	スロバキア	11.1	24	イスラエル	31.8	24	オーストリア	9.6
25	イタリア	12.8	25	ルクセンブルク	13.2	25	オーストラリア	11.8	25	イタリア	33.4	25	ニュージーランド	9.8
26	リトアニア	13.6	26	オーストラリア	13.3	26	ルクセンブルク	11.8	26	カナダ	33.6	26	ルクセンブルク	10.2
27	トルコ	14.0	27	ギリシャ	13.9	27	ニュージーランド	12.7	27	メキシコ	33.9	27	スロバキア	10.6
28	スペイン	14.4	28	スロバキア	14.4	28	ギリシャ	13.2	28	ギリシャ	34.1	28	イタリア	12.7
29	韓国	14.9	29	ニュージーランド	14.8	29	イタリア	14.4	29	オーストラリア	35.7	29	ギリシャ	12.7
30	メキシコ	15.0	30	イタリア	15.7	30	メキシコ	16.7	30	スロバキア	36.2	30	アメリカ	14.7
31	日本	15.4	31	メキシコ	19.1	31	アメリカ	18.2	31	ニュージーランド	38.5	31	メキシコ	15.5
32	ラトビア	16.0	32	スペイン	20.5	32	イスラエル	18.4	32	チリ	38.6	32	チリ	16.3
33	チリ	16.3	33	チリ	20.5	33	チリ	18.4	33	スペイン	44.2	33	スペイン	17.2
34	エストニア	16.5	34	イスラエル	20.6	34	スペイン	18.5	34	日本	44.5	34	イスラエル	17.8
35	イスラエル	17.8	35	アメリカ	20.8	35	トルコ	18.6	35	アメリカ	49.6	35	トルコ	18.4
36	アメリカ	18.1	36	トルコ	22.6	36	コスタリカ	24.6	36	コスタリカ	52.4	36	コスタリカ	21.5
37	コスタリカ	21.2	37	コスタリカ	29.6	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—	—	スイス	—	—	スイス	—
OECD平均		11.4	OECD平均		12.2	OECD平均		10.6	OECD平均		29.3	OECD平均		8.9

(注1) 出典はOECD Family Database “Child poverty”。いずれも2024年3月12日閲覧。  
 (注2) 「相対的貧困率」、「こどもの貧困率」及び「こどもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく2021年のデータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得定義に基づく数値。コスタリカは2023年、チリ、フィンランド、韓国、ラトビア、オランダ、メキシコ、ノルウェー、スウェーデン、アメリカは2022年、オーストラリア、ドイツ、スイスは2020年、デンマークは2019年、アイスランドは2017年、それ以外の国は2021年の数値。コロンビア、スイスは数値なし。  
 (注3) 各項目のOECD平均は、「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」は37か国、「こどもがいる世帯の貧困率」は36か国の単純平均。

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

$$\text{相対的貧困率} = x \div n \times 100(\%)$$

可処分所得



④「所得中央値」の算出  
(真ん中の順位の人)の所得

⑤「貧困線」の算出  
(所得中央値の50%)

⑥ 貧困線を下回る者の数(x人)を特定

①世帯員数の差を調整した「可処分所得」を算出  
(「等価可処分所得」(世帯所得を世帯員数の平方根で割ったもの))

所得中央線

貧困線

③「n/2」の特定

※ 「可処分所得」とは、収入から直接税・社会保険料を除いたものであり、資産・現物給付を含まない。

1 ..... n/2(中央値) ..... n 人数

②「可処分所得」を低い順に並べる

# 経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等 (ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る 非課税措置の延長関係)

(所得税、個人住民税)

## 1 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする。

## 2 制度の内容

### 【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け】

- 母子・父子自立支援プログラム（※1）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和7年度予算を財源とする貸付（制度拡充分（※2）も含む。）を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。
  - （※1）本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる策定する自立支援のためのプログラム。
  - （※2）当該貸付事業については、令和7年度予算要求において貸付額の上限の拡充を要求している。

### 【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付け】

- 児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行っており、家賃支援費、生活支援費については5年間の就業継続、資格取得支援費については2年間の就業継続で返済免除となること、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和6年度補正予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

## 令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）〈抄〉

### ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金貸付け）

#### 5 租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充〕

（5）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、**当該免除により受ける経済的な利益の価額については、その事業内容の見直し後も引き続き所得税を課さないこととする。**

（地方税）

〔延長・拡充〕

（1）**個人住民税**について、所得税における〔延長・拡充〕（1）から（5）までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。